

宅地建物取引主任者変更登録申請書について

(H22. 4)

宅地建物取引主任者として登録を受けている者は、次の登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更登録を申請しなければなりません。

提出部数：1部	
提出先：山梨県県土整備部建築住宅課宅建業担当 甲府市丸の内1-9-11 県民会館3階 ※郵送（簡易書留）可。	
変更内容	提出書類
氏名の変更	① 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書 ② 戸籍抄本又は謄本1通（変更年月日記載のもので、新姓・旧姓のつながりがわかるもの） ※ 主任者証を持っている場合、主任者証の書換が必要になります。 変更登録後、宅建協会へ「主任者証書換交付申請」を提出してください。
住所の変更	① 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書 ② 住民票抄本1通（住所変更年月日がわかるもの） ③ 主任者証（主任者証を持っている場合、裏書訂正します。） ※郵送する場合は、簡易書留代金分の切手を添付した返信用封筒を同封してください。
本籍の変更	① 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書 ② 戸籍抄本1通（本籍変更年月日がわかるもの）
勤務先の変更	① 宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書 ② 雇用証明書、退職証明書（様式は任意）

※ 勤務先の変更における雇用・退職証明書以外の添付書類は発行日から3ヶ月以内のもの。

問い合わせ・提出先

〒400-0031

甲府市丸の内1-9-11 県民会館3階

山梨県県土整備部建築住宅課宅建業担当

電話055-223-1730